

 \circ

山形県公報

平成16年5月7日(金) 第1539号

毎週火・金曜日発行

目 次

		規	則			
山形県立自然公園条	例施行規則の一	部を改正する規則	J		(環境保護課)5	80
		告	示			
知的障害者福祉法に	よる指定知的隨	電害者更生施設等の)指定		…(障害福祉課)…「	同
					…(岸台福位跡)…「 …(農村計画課)…「	
					支庁農村計画課)5	
				-	(都市計画課) [
··········· 同					(同)[同
· 同					(同)「	同
同					(同)5	83
同					(同)「	同
同					(同)「	同
同					(同)「	同
司					(同)5	84
同					(同)「	同
司					(同)「	同
都市計画の変更					(同)5	85
司					(同)「	同
道路の位置の指定			(置	遺賜総合支庁西遺	置賜総務建築課)…「	同
道路の区域の変更				(庄内総合	支庁建設総務課)…「	同
県道の供用の開始				(同)5	86
		教育委員	会関係			
		規	則			
山形県産業教育審議	会規則の一部を	改正する規則				同
		選挙管理委	員会関係			
		告	示			
政治団体の設立						同
					5	
					5	
政治団体収支報告書	の要旨				5	89
司					5	93
同					5	96
同					5	99
資金管理団体の指定					6	01
資金管理団体の指定の	の取消					同
資金管理団体の届出	事項の異動					同

公 告

平成16年度保育士試験の実施.......(児童家庭課)...602 一般競争入札の実施.....(建設企画課)...同

規則

山形県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年5月7日

山形県知事 髙 橋 和 雄

山形県規則第49号

山形県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

山形県立自然公園条例施行規則(昭和34年2月県規則第11号)の一部を次のように改正する。

第21条中第28号の5を第28号の6とし、第28号の4を第28号の5とし、第28号の3を第28号の4とし、第28号の2の次に次の1号を加える。

(28)の3 県立公園において絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)第10条第1項の規定による環境大臣の許可に係る鳥獣であつて、同法第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第5条第1項に規定する緊急指定種に係るもの(同法第54条第2項の規定による協議に係るものを含む。)を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

山形県告示第545号

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の11第1項の規定により、指定知的障害者更生施設等を次のとおり指定した。

平成16年5月7日

山形県知事 髙 橋 和 雄

指定知的障害者更生施設等の 設置者の名称及び主たる事務 所の所在地	指定知的障害者更生施設等の 名称及び所在地	知的障害者更生施設 等の種類	指定年月日
社会福祉法人 温海町社会福	知的障害者通所授産施設もみじが丘		
祉協議会		特定知的障害者	₩ 🛱 10 2 20
西田川郡温海町大字湯温海字	西田川郡温海町大字湯温海字湯之尻	授 産 施 設	平成16.3.29
湯之尻521番地の12	555番地		

山形県告示第546号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により、平成16年度地籍調査事業計画を次のとおり 定めた。

平成15年5月7日

山形県知事 髙 橋 和 雄

調査	を行う者の	名称	調查地域	調査期間
村	Щ	市	大字五十沢の一部	国土調査法第9系の2第2項の規定による負担金の3付決定の日から 成17年3月31日まで
長	井	市	川原沢、寺泉の各一部	同
東	根	市	大字東根の一部	同
尾	花 沢	市	大字鶴巻田、大字畑沢、大字母袋、大字上柳渡戸、大字延沢、大字二藤袋、大字細野の各一部	同
南	陽	市	長瀞、中落合、西落合、坂井、萩生田、高梨、宮崎の各一部	同
西	Л	町	大字海味、大字間沢の各一部	同
大	江	町	大字材木、大字貫見、大字小清、大字柳川の各一部	同
大	石 田	町	大字田沢、大字横山の各一部	同
金	Щ	町	大字金山、大字上台、大字朴山、大字昭和の各一部	同
最	上	囲丁	大字堺田、大字富沢、大字本城の各一部	同
戸	沢	村	大字神田、大字角川、大字古口、大字蔵岡の各一部	同
高	畠	町	大字深沼、大字竹森の各一部	同
Ш	西	町	大字小松、大字中小松、大字高豆蔻の各一部	同
小	国	町	大字岩井沢、大字兵庫舘の各一部	同
白	鷹	囲丁	大字大瀬、大字針生、大字中山の各一部	同
飯	豊	町	大字小白川の一部	同
藤	島	町	大字添川の一部	同
温	海	町	大字温海川、大字小名部の各一部	同
遊	佐	囲丁	大字杉沢の一部	同
平	田	町	大字中野俣、大字北俣の各一部	同

山形県告示第547号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により定めた県営土地改良(小田島地区土地改良総合整備)事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年5月7日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良(小田島地区土地改良総合整備)事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する場所

東根市役所

河北町役場

3 縦覧に供する期間

平成16年5月13日から同年6月10日まで

4 その他

この告示に係る計画の変更に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第548号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条第1項の規定により次の都市計画を決定したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成16年5月7日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 都市計画の種類及び名称

寒河江都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を決定した土地の区域

昭和22年内務省告示第368号(都市計画区域の指定) 昭和25年建設省告示第945号(都市計画区域の変更) 昭和43年建設省告示第2015号(都市計画区域の変更) 昭和48年3月県告示第414号(都市計画区域の変更)及び平成14年5月県告示第489号(都市計画区域の変更)で決定した区域

3 縦覧の場所

土木部都市計画課及び村山総合支庁建設部西村山道路計画課

山形県告示第549号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条第1項の規定により次の都市計画を決定したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成16年5月7日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 都市計画の種類及び名称

河北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を決定した土地の区域

昭和22年内務省告示第285号(都市計画区域の指定)、昭和43年建設省告示第2014号(都市計画区域の変更)、平成元年5月県告示第551号(都市計画区域の変更)及び平成11年4月県告示第354号(都市計画区域の変更)で決定した区域

3 縦覧の場所

土木部都市計画課及び村山総合支庁建設部西村山道路計画課

山形県告示第550号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条第1項の規定により次の都市計画を決定したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成16年5月7日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 都市計画の種類及び名称

西川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を決定した土地の区域

昭和49年7月県告示第1077号(都市計画区域の変更)及び昭和56年1月県告示第116号(都市計画区域の変更) で決定した区域

3 縦覧の場所

土木部都市計画課及び村山総合支庁建設部西村山道路計画課

山形県告示第551号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条第1項の規定により次の都市計画を決定したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成16年5月7日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 都市計画の種類及び名称

朝日都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を決定した土地の区域

昭和43年建設省告示第2692号(都市計画区域の変更)で決定した区域

3 縦覧の場所

土木部都市計画課及び村山総合支庁建設部西村山道路計画課

山形県告示第552号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条第1項の規定により次の都市計画を決定したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成16年5月7日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 都市計画の種類及び名称

大江都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を決定した土地の区域

昭和11年内務省告示第407号(都市計画区域の指定) 昭和35年建設省告示第2707号(都市計画区域の変更)及び昭和43年建設省告示第2775号(都市計画区域の変更)で決定した区域

3 縦覧の場所

土木部都市計画課及び村山総合支庁建設部西村山道路計画課

山形県告示第553号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条第1項の規定により次の都市計画を決定したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成16年5月7日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 都市計画の種類及び名称

村山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を決定した土地の区域

昭和22年内務省告示第287号(都市計画区域の指定) 昭和43年建設省告示第1158号(都市計画区域の変更)及 び昭和50年6月県告示第903号(都市計画区域の変更)で決定した区域

3 縦覧の場所

土木部都市計画課及び村山総合支庁建設部北村山道路計画課

山形県告示第554号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条第1項の規定により次の都市計画を決定したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成16年5月7日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 都市計画の種類及び名称

東根都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を決定した土地の区域

昭和27年建設省告示第1120号(都市計画区域の指定) 昭和43年建設省告示第74号(都市計画区域の変更) 昭和47年7月県告示第1048号(都市計画区域の変更) 昭和56年1月県告示第100号(都市計画区域の変更)及び平成5年11月県告示第1309号(都市計画区域の変更)で決定した区域

3 縦覧の場所

土木部都市計画課並びに村山総合支庁建設部西村山道路計画課及び北村山道路計画課

山形県告示第555号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条第1項の規定により次の都市計画を決定したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成16年5月7日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 都市計画の種類及び名称

尾花沢都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を決定した土地の区域

昭和43年建設省告示第2960号(都市計画区域の変更)で決定した区域

3 縦腎の場所

土木部都市計画課及び村山総合支庁建設部北村山道路計画課

山形県告示第556号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条第1項の規定により次の都市計画を決定したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成16年5月7日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 都市計画の種類及び名称

大石田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を決定した土地の区域

昭和22年内務省告示第286号(都市計画区域の変更)及び昭和43年建設省告示第2774号(都市計画区域の変更) で決定した区域

3 縦覧の場所

土木部都市計画課及び村山総合支庁建設部北村山道路計画課

山形県告示第557号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条第1項の規定により次の都市計画を決定したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成16年5月7日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 都市計画の種類及び名称

温海都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を決定した土地の区域

昭和22年内務省告示第372号(都市計画区域の指定) 昭和43年建設省告示第2007号(都市計画区域の変更)及び平成4年7月県告示第815号(都市計画区域の変更)で決定した区域

3 縦覧の場所

土木部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課

山形県告示第558号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成16年5月7日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 都市計画の種類及び名称

山形広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を変更した土地の区域

昭和44年12月県告示第1246号(都市計画区域の変更)で決定した区域

3 縦覧の場所

土木部都市計画課及び村山総合支庁建設部都市計画課

山形県告示第559号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成16年5月7日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 都市計画の種類及び名称

山形広域都市計画区域区分

- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 市街化調整区域から市街化区域へ変わる部分 なし
 - (2) 市街化区域から市街化調整区域へ変わる部分 なし
- 3 縦覧の場所

土木部都市計画課及び村山総合支庁建設部都市計画課

工术品部中们国际及0个11日总百叉11 建成品部中间国际

山形県告示第560号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課及び長井市役所において縦覧に供する。

平成16年5月7日

山形県知事 髙 橋 和 雄

- 1 指定の番号 私道置総西建第121号
- 2 指定の場所 長井市日の出町3235番58、3235番72、3235番74
- 3 道路の現況 幅員 6.04メートル 延長 44.36メートル
- 4 指定年月日 平成16年4月23日

山形県告示第561号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成16年5月7日から同年5月20日まで縦覧に供する。

平成16年5月7日

山形県知事 髙 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 東沼長沼余目線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
東田川郡三川町大字東沼字村岸171番から 同 大字青山字外川原248番まで		IΒ	62.0 メートル ・ 31.8	メートル 857
同	上	新	45.2 メートル ~ 20.8	同上

山形県告示第562号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成16年5月7日から同年5月20日まで縦覧に供する。

平成16年5月7日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 路 線 名 東沼長沼余目線

2 供用開始の区間 東田川郡三川町大字東沼字村岸171番から

同 大字青山字外川原248番まで

3 供用開始の期日 平成16年5月7日

教育委員会関係

規 則

山形県産業教育審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年5月7日

山形県教育委員会 委員長 安孫子

博

敏

山形県教育委員会規則第9号

山形県産業教育審議会規則の一部を改正する規則

山形県産業教育審議会規則(昭和60年12月県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。 第5条中「文化環境部学事振興課」を「文化環境部学術振興課」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第55号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の 届出があった。

平成16年5月7日

山形県選挙管理委員会 委員長 安 部

その他の団体

	政	治団	体の	名称	ĸ		代	表者	の氏	名	会の	計員	5 任	者名	主たる事務所の所在地	届出年月日
西	置	賜	元	気	Ī	会	小	池	克	敏	高	野	博	雄	小国町大字岩井沢836 - 1	平成 16. 3.26
お	の T	でら	健	後	援	숲	杉	Щ	繁	雄	菊	地		誠	山形市本町 2 - 1 - 6	同 4.1

山形県選挙管理委員会告示第56号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の 届出があった。

平成16年5月7日

山形県選挙管理委員会 委員長 安 部

敏

政 党

政治団体の名称		異	動事	1 項			内					容		尼山年日口
政治団体の名称	=	共 5	到事	, 以			新	Ť			IE	3		届出年月日
	主た	る事	務所(の所で	生地	舟形	町舟形1	16		舟形	町堀内	4		
自由民主党舟形町支部	代		表		者	佐	藤		勝	加	藤	俊	正	平成 16. 2. 3
	会	計	責	任	者	佐	藤	広	幸	森			晃	
自由民主党山形県第二	++	フ車	務所の	かだっ	- +#	米沂	市門東	町2 -	3 -	米沢	市塩井	町塩野	2 -	同
選挙区支部	土に	. る事	1757711	JJ F/I 1	土地	20				13				3.26
民主党山形県総支部連 合会	代		表		者	鹿	野	道	彦	星	Ш	保	松	同 4.2
自由民主党山形県土地	会	計	責	任	者	高	野	隆	司	矢	萩	昂	_	同
改良支部	ᄍ	пІ	貝	ΙΤ	11		±J′	性	ᄓ		秋	ch		4. 5
自由民主党山形県歯科	会	計	責	任	者	高	橋		収	髙	橋	義	夫	同
医師支部	ᄍ	пІ	貝	ΙΤ	Ħ		间		чХ		们	我	~	4.13

その他の団体

	+			
政治団体の名称	異動事項	内	容	−届出年月日
以石凹体切石机	共 勤 尹 埙	新	IΒ	
冨 樫 文 男 後 援 会	会 計 責 任 者	富樫昭子	冨 樫 ミとり	平成 16. 3.22
黒沢いわお後援会	会 計 責 任 者	鈴 木 與次右工門	鈴 木 與次右門	同 3.24
髙橋かもん後援会	代 表 者	金 谷 茂 寿	斉 藤 三 郎	同 3.26
夢 倶 楽 部	会 計 責 任 者	佐 藤 俊 之	原 昌 志	同 3.26
山形県民社協会米沢支 部	代 表 者	佐 藤 俊 弘	木 村 政 信	同 3.26
登坂直樹・樹にする会	会 計 責 任 者	登 坂 優 子	岸 根 幸 二	同 3.29
山形県民社協会山形支 部	会 計 責 任 者	菊 地 誠	佐 藤 和 弘	同 3.31
柴 田 実 後 援 会	代 表 者	長谷川 徳 夫	齋 藤 庄左衛門	同 4.1
髙橋一夫後援会	代 表 者	五十嵐 睦 典	徳 田 悌 助	同 4.1

森 田 廣 後 援 会	代		表		者	酒	井	素	行	真	島		裕	同	4. 2
荒木大安後援会	代		表		者	野	尻	秀	俊	早	坂	行	雄	同	4. 5
山形県土地改良政治連 盟	会	計	責	任	者	高	野	隆	司	矢	萩	昴	_	同	4. 5
山形県民社協会	主た	る事	務所	の所存	生地	山形	市小姓町	IJ 4 - :	39	山形	が市松波 2	2 - 6	- 16	同	4. 5
山水朱氏社协云	会	計	責	任	者	鑓	水	_	美	小	野寺	•	健	同	4. 5
渋谷さすけ後援会	名				称	渋名	うさす	け後:	援 会	渋名	さすける	を育て	る会	同	4. 6
山形県民社協会山形支 部	主た	る事	務所	の所存	生地	山形	市小姓町	IJ 4 - :	39	山形	が市松波 2	2 - 6	- 16	同	4. 7
大島慶久山形県後援会	会	計	責	任	者	高	橋		収	髙	橋	義	夫	同	4.13
笹井ひろふみ山形県後 援会	会	計	責	任	者	高	橋		収	髙	橋	義	夫	同	4.13
佐藤信雄後援会	代		表		者	佐	藤	徹	夫	佐	藤	_	郎	同	4.13
中原爽山形県後援会	会	計	責	任	者	高	橋		収	髙	橋	義	夫	同	4.13
山形県歯科医師連盟	会	計	責	任	者	高	橋		収	髙	橋	義	夫	同	4.13
南陽市東置賜郡医師連 盟	代		表		者	齋	藤	忠	明	佐	藤	正	年	同	4.14

山形県選挙管理委員会告示第57号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体でなくなった旨の届出 があった。

平成16年5月7日

山形県選挙管理委員会 委員長 安 部

敏

政 党

政	治	寸	体	Ø	名	称	政治団体でなく	くなった理由	政治団体でなくなった年月日
社会民主	党米沂	帝支罗					解	散	平成16. 3.15

その他の政治団体

政	治	团	体	Ø	名	称	 政治団体でなく 	くなった理由	政治団体でなくなった年月日
本間毅後	援会						解	散	平成15. 3.20
井上昭ハ	後援会	È					解	散	平成15.12.20
親成会							解	散	平成15.12.25

佐藤孝二郎後援会	解	散	平成15.12.27
百瀬忠後援会	解	散	平成16. 2.29
本田正弘を励ます会	解	散	平成16.3.1
長嶋茂後援会	解	散	平成16. 3.25
清野周治後援会	解	散	平成16.3.31

山形県選挙管理委員会告示第58号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定により提出のあった平成14年分の収支報告書の要旨 を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成16年5月7日

山形県選挙管理委員会 委員長 安 部 敏 (資金管理団体) (その他の政治団体) 単位:円

政治団体の名称	五十嵐ゆうじ後 援会	山口猛後援会	伊藤恒彦後援会
報告年月日	16. 3.31	16. 3.22	16. 3.29
収入総額	756	5,500	(
前年繰越額	756	5,500	(
本年収入額	0	0	(
支出総額	0	0	(
本年収入の内訳			
個人の党費・会費 金額			
員数(人)			
寄附(内訳別掲)	0	0	
個人分			
(うち特定寄附)			
団体分			
政治団体分			
(寄附のうちあっせんに係るもの)			
政党匿名寄附			
事業収入(内訳別掲)			
交付金収入			
借入金(内訳別掲)			
その他の収入(内訳別掲)			
1 件10万円未満のもの			
支出の内訳			
経常経費	0	0	
人件費			
光熱水費			
備品・消耗品費			
事務所費			
政治活動費	0	0	
組織活動費			
選挙関係費			
事業費	0	0	
機関紙発行事業費			
宣伝事業費			
パーティー事業費			
その他の事業費			
調査研究費			
寄附・交付金			
その他の経費			
資産等の有無	無	無	無

単位:円

(その他の政治団体)

政治団体の名称	田中廣後援会	大石田を愛する 若者の会	佐藤征勝後援会
報告年月日	16. 3.30	16. 3.31	16. 3.31
収入総額	2,775	122,839	0
前年繰越額	2,775	99,839	0
本年収入額	0	23,000	0
支出総額	0	65,415	0
本年収入の内訳			
個人の党費・会費 金額			
員数 (人)			
寄附(内訳別掲)	0	23,000	0
個人分		23,000	
(うち特定寄附)			
団体分			
政治団体分			
(寄附のうちあっせんに係るもの)			
政党匿名寄附			
事業収入(内訳別掲)			
交付金収入			
借入金(内訳別掲)			
その他の収入(内訳別掲)			
1 件10万円未満のもの			
支出の内訳			
経常経費	0	0	0
人件費			
光熱水費			
備品・消耗品費			
事務所費			
政治活動費	0	65,415	0
組織活動費		65,415	
選挙関係費			
事業費	0	0	0
機関紙発行事業費			
宣伝事業費			
パーティー事業費			
その他の事業費			
調査研究費			
寄附・交付金			
その他の経費			
資産等の有無	無	無	無
1	1	l .	I .

単位:円

(その他の政治団体)

	,	ŕ	
政治団体の名称	高橋一夫後援会	常盤茂樹後援会	山形県民社協会 山形支部
報告年月日	16. 3.31	16. 3.31	16. 3.31
収入総額	37,120	471,089	3,841,835
前年繰越額	37,120	46,089	3,061,784
本年収入額	0	425,000	780,051
支出総額	0	450,114	454,738
本年収入の内訳			
個人の党費・会費 金額			
員数(人)			
寄附(内訳別掲)	0	425,000	0
個人分		425,000	
(うち特定寄附)			
団体分			
政治団体分			
(寄附のうちあっせんに係るもの)			
政党匿名寄附			
事業収入 (内訳別掲)			
交付金収入			780,000
借入金(内訳別掲)			
その他の収入(内訳別掲)			51
1 件10万円未満のもの			51
支出の内訳			
経常経費	0	0	48,450
人件費			
光熱水費			
備品・消耗品費			40,950
事務所費			7,500
政治活動費	0	450,114	406,288
組織活動費		450,114	359,038
選挙関係費			
事業費	0	0	0
機関紙発行事業費			
宣伝事業費			
パーティー事業費			
その他の事業費			
調査研究費			47,250
寄附・交付金			
その他の経費			
資産等の有無	無	無	無

五十嵐ゆうじ後援会

○資金管理団体の指定の状況 五十嵐 右 二

資金管理団体の届出をした者の氏名 資金管理団体の届出に係る公職の種類 山形県議会議員

住所・所在地

大石田町

常盤茂樹後援会

○寄附の内訳

(個人分)

寄附者の氏名・名称 金 額 常盤毅雄 300,000円

山形県選挙管理委員会告示第59号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定により提出のあった平成15年分の収支報告書の要旨 を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成16年5月7日

山形県選挙管理委員会 委員長 安 部 敏

1100 T 2737 II (12 MEII)	(政 党)		単位:円
政治団体の名称	社会民主党米沢 支部	清野周治後援会	本田正弘を励ます会
報告年月日	16. 3.15	16. 3.29	16. 3.30
収入総額	1,555,078	0	264,442
前年繰越額	154,346	0	232,942
本年収入額	1,400,732	0	31,500
支出総額	1,380,691	0	264,442
本年収入の内訳			
個人の党費・会費 金額			
員数 (人)			
寄附(内訳別掲)	0	0	0
個人分			
(うち特定寄附)			
団体分			
政治団体分			
(寄附のうちあっせんに係るもの)			
政党匿名寄附			
事業収入(内訳別掲)			31,500
交付金収入	1,400,000		
借入金(内訳別掲)	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
その他の収入(内訳別掲)	732		
1 件10万円未満のもの	732		
支出の内訳			
経常経費	1,166,383	0	14,252
人件費	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	-	,
光熱水費	115,265		
備品・消耗品費	291,021		14,252
事務所費	760,097		11,202
政治活動費	214,308	0	250,190
組織活動費	35,982		162,760
選挙関係費	118,326		102,700
事業費	0	0	64,430
	0	0	04,430
宣伝事業費			
パーティー事業費			
ハーティー 事 未員 その他の事業費			64,430
			04,430
_{嗣且伽九員} 寄附・交付金	60,000		
号内・父刊 並 その他の経費	00,000		23,000
	i i	I .	ı 23.000

(その他の政治団体) 単位:円

	·	·
政治団体の名称	百瀬忠後援会	長嶋茂後援会
報告年月日	16. 2.17	16. 3.26
収入総額	0	434,331
前年繰越額	0	14,331
本年収入額	0	420,000
支出総額	0	434,331
本年収入の内訳		
個人の党費・会費 金額		280,000
員数 (人)		140
寄附(内訳別掲)	0	140,000
個人分		140,000
(うち特定寄附)		
団体分		
政治団体分		
(寄附のうちあっせんに係るもの)		
政党匿名寄附		
事業収入 (内訳別掲)		
交付金収入		
借入金(内訳別掲)		
その他の収入(内訳別掲)		
1 件10万円未満のもの		
支出の内訳		
経常経費	0	0
人件費		
光熱水費		
備品・消耗品費		
事務所費		
政治活動費	0	434,331
組織活動費		434,331
選挙関係費		
事業費	0	0
機関紙発行事業費		
宣伝事業費		
パーティー事業費		
その他の事業費		
調査研究費		
寄附・交付金		
その他の経費		
資産等の有無	無	無
	•	

清野周治後援会

○資金管理団体の指定の状況

清 野 周 治

資金管理団体の届出をした者の氏名 資金管理団体の届出に係る公職の種類 東根市議会議員

本多正弘を励ます会

○資金管理団体の指定の状況

資金管理団体の届出をした者の氏名 資金管理団体の届出に係る公職の種類

本 多 正 弘 酒田市議会議員

○事業収入の内訳

事業の種類金額市政報告会31,500円

長嶋茂後援会

○寄附の内訳

(個人分)

寄附者の氏名・名称金額住所・所在地桜 井 勝 子100,000円南陽市

東海林 則 夫 40,000円 南陽市

山形県選挙管理委員会告示第60号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により提出のあった平成15年分の収支報告書の要旨 を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成16年5月7日

山形県選挙管理委員会委員長 安 部 敏

(資金管理団体) (その他の政治団体) 単位:円

政治団体の名称	親成会	本間毅後援会	井上昭八後援会
報告年月日	16. 3.26	16. 3.26	16. 3.29
収入総額	211,102	147,069	299,663
前年繰越額	211,100	147,069	299,663
本年収入額	2	0	0
支出総額	211,102	0	299,663
本年収入の内訳			
個人の党費・会費 金額			
員数(人)			
寄附(内訳別掲)	0	0	0
個人分			
(うち特定寄附)			
団体分			
政治団体分			
(寄附のうちあっせんに係るもの)			
政党匿名寄附			
事業収入(内訳別掲)			
交付金収入			
借入金(内訳別掲)			
その他の収入(内訳別掲)	2		
1 件10万円未満のもの	2		
支出の内訳			
経常経費	97,502	0	0
人件費	, , , , ,		
光熱水費			
備品・消耗品費	29,400		
事務所費	68,102		
政治活動費	113,600	0	299,663
組織活動費	113,600		299,663
選挙関係費			
事業費	0	0	C
機関紙発行事業費			
宣伝事業費			
パーティー事業費			
その他の事業費			
調査研究費			
寄附・交付金			
その他の経費			
資産等の有無	無	無	無

(その他の政治団体)単位:円

政治団体の名称	佐藤孝二郎後援
	会
報告年月日	16. 4.20
収入総額	0
前年繰越額	0
本年収入額	0
支出総額	0
本年収入の内訳	
個人の党費・会費 金額	
員数 (人)	
寄附(内訳別掲)	0
個人分	
(うち特定寄附)	
団体分	
政治団体分	
(寄附のうちあっせんに係るもの)	
政党匿名寄附	
事業収入(内訳別掲)	
交付金収入	
借入金(内訳別掲)	
その他の収入(内訳別掲)	
1 件10万円未満のもの	
支出の内訳	
経常経費	0
人件費	
光熱水費	
備品・消耗品費	
事務所費	
政治活動費	0
組織活動費	
選挙関係費	
事業費	0
機関紙発行事業費	
宣伝事業費	
パーティー事業費	
その他の事業費	
調査研究費	
寄附・交付金	
その他の経費	
資産等の有無	無
只圧すり日本	////

親成会

○資金	一谷押に	Π 休 σ	北完	の状況	7
し貝亚	巨土山	ᄖᄵ	ᄁᆸᇨ	ソノ ハハル	η.

資金管理団体の届出をした者の氏名資金管理団体の届出に係る公職の種類佐藤博天童市議会議員

山形県選挙管理委員会告示第61号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により提出のあった平成16年分の収支報告書の要旨 を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成16年5月7日

山形県選挙管理委員会 委員長 安 部

(政 党) (資金管理団体) 単位:円

敏

政治団体の名称	社会民主党米沢支部	本田正弘を励ます会	清野周治後援会
 報告年月日	16. 3.25	9 云 16. 3.30	16. 4. 5
収入総額	174,387	0	0
前年繰越額	174,387	0	0
本年収入額	0	0	0
支出総額	174,387	0	0
本年収入の内訳	174,007	0	
個人の党費・会費 金額			
員数(人)			
寄附(内訳別掲)	0	0	0
個人分			
(うち特定寄附)			
団体分			
政治団体分			
(寄附のうちあっせんに係るもの)			
政党匿名寄附			
事業収入(内訳別掲)			
交付金収入			
借入金(内訳別掲)			
その他の収入(内訳別掲)			
1 件10万円未満のもの			
支出の内訳			
経常経費	174,387	0	0
人件費			
光熱水費	15,261		
備品・消耗品費	24,126		
事務所費	135,000		
政治活動費	0	0	0
組織活動費			
選挙関係費			
事業費	0	0	0
機関紙発行事業費			
宣伝事業費			
パーティー事業費			
その他の事業費			
調査研究費			
寄附・交付金			
その他の経費			

(その他の政治団体) 単位:円

政治団体の名称	長嶋茂後援会	百瀬忠後援会
報告年月日	16. 3.26	16. 3.22
収入総額	0	0
前年繰越額	0	0
本年収入額	0	0
支出総額	0	0
本年収入の内訳		
個人の党費・会費 金額		
員数(人)		
寄附(内訳別掲)	0	0
個人分		
(うち特定寄附)		
団体分		
政治団体分		
(寄附のうちあっせんに係るもの)		
政党匿名寄附		
事業収入(内訳別掲)		
交付金収入		
借入金(内訳別掲)		
その他の収入(内訳別掲)		
1 件10万円未満のもの		
支出の内訳		
経常経費	0	0
人件費		
光熱水費		
備品・消耗品費		
事務所費		
政治活動費	0	0
組織活動費		
選挙関係費		
事業費	0	0
機関紙発行事業費		
宣伝事業費		
パーティー事業費		
その他の事業費		
調査研究費		
寄附・交付金		
その他の経費		
資産等の有無	無	無

本多正弘を励ます会

○資金管理団体の指定の状況

本 多 正 弘

酒田市議会議員

清野周治後援会

○資金管理団体の指定の状況

資金管理団体の届出をした者の氏名

清 野 周 治

資金管理団体の届出に係る公職の種類

東根市議会議員

山形県選挙管理委員会告示第62号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体 の指定の届出があった。

平成16年5月7日

山形県選挙管理委員会 委員長 安 部

敏

届	出者	の氏	名	公職の種類	資金管理団体 の名称	主たる事務所の所在地	代表	長者	の氏	名	届出年	月日
小	池	克	敏	県議会議員	西置賜元気会	小国町大字岩井沢836 - 1	小	池	克	敏	平成16.	3.26
奥	Щ	誠	治	県議会議員	誠山会	山形市やよい2 - 3 - 31	奥	Щ	誠	治	平成16.	4. 7

山形県選挙管理委員会告示第63号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団 体の指定を取り消した旨の届出があった。

平成15年5月7日

山形県選挙管理委員会 委員長 安 部

敏

	公職の候補	者の氏名	3	資	金	管	理	団	体	Ø	名	称	指定取消年月日
佐	藤		博	親成会									平成15.12.25
本	多	正	弘	本田正弘	ムを原	うます	き会						平成16.3.1
清	野	周	治	清野周治	台後打	爰会							平成16. 3.31

山形県選挙管理委員会告示第64号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により、公職の候補者から次のとおり届出事項の異 動の届出があった。

平成16年5月7日

山形県選挙管理委員会 委員長 安 部

敏

届出	占をし	した者の	公 職	Φ)種類異動事項		百	内	容			
氏名	3		Z 44%	U)	化主	大只	共	到	Ŧ	坎	新	IΒ
渡	辺	元	山形市	議	会議	員	公職(の種類			山形市議会議員(現職)	山形市議会議員(候補 者)

公 告

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の8第2項の規定により、保育士試験を次のとおり実施する。 平成15年5月7日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 試験の日時及び場所

期	日	時	間	場	所
平成16年8月4日(火)		午前9時30分から午後4時まで		天童市大字清池1559番地	
平成16年8月5日(水)		午前9時30分から午後4時まで		羽陽学園短期大学	
平成16年10月16	6日(土)	別途指定する。		同	上

2 受験手続

受験申請書を平成16年 5 月21日(金)から同年 5 月28日(金)までの間に山形市松波二丁目 8 番 1 号健康福祉部児 章家庭課に提出すること。

3 その他

詳細については、健康福祉部児童家庭課(電話023(630)2278)又は各総合支庁保健福祉環境部福祉課に問い合わせること。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県建設事業情報総合管理システムに係る電子計算機組織等の賃貸借サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成16年5月7日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁1602会議室(16階)
- (2) 日時 平成16年6月17日(木) 午後1時30分
- 2 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品の名称及び数量

山形県建設事業情報総合管理システムに係る電子計算機組織等の賃貸借サービス 一式

(2) 調達をする物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

- (3) 契約期間 平成16年9月1日から平成21年8月31日まで
- (4) 納入期限 平成16年8月31日
- (5) 納入場所 入札説明書による。
- (6) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する賃借額の総額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 特定調達契約に係る競争入札参加者の資格に関する公告(平成16年1月23日付け県公報第1510号)により公示された資格を有すること。
- (2) 国又は地方公共団体へ当該賃借物品又はこれと同等の類似品に係る納入実績があることを証明できること。
- (3) 当該賃借物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。

- (4) 10の(1)に基づき提出された仕様書等により、基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等 山形市松波二丁目8番1号 土木部建設企画課システム開発担当 電話番号023(630)2673
- 5 入札参加資格の確認等

入札に参加を希望するものは、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第6項の競争入札参加 資格者名簿に登載されていない者にあっては同条第1項に規定する競争入札参加資格審査申請書(様式第100号) を、同名簿に現に登載されている者にあっては競争入札の参加資格に関する確認申請書を次に掲げる日時及び場 所に持参するものとする。

(1) 日時

平成16年5月7日(金)から平成16年6月2日(水)まで(山形県の休日を定める条例(平成元年3月県条例第10号)に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

- (2) 受付場所 山形県土木部建設企画課システム開発担当
- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 当該入札に参加する者の見積もる金額の100分の5に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第119条各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金を免除する。
 - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 7 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則 第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

8 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

9 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- 10 その他
 - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)及び(3)に係る証明書、仕様書その他必要な書類(以下「仕様書等」という。)を平成16年6月2日(水)までに提出すること。この場合において、仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
 - (2) この契約に関しては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
 - (3) この入札及び契約は、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
 - (4) 詳細については入札説明書による。
- 11 Summary
 - (1) Nature and quantity of the products to be procured: Computer lease service for Yamagata Prefecture public works information management system (from 1 September 2004 to 31 August 2009) 1set
 - (2) Deadline for the submission of application forms and relevant documents for qualification: 4:00 P.M. 2
 June 2004
 - (3) Date and time for the submission of tender: 1:30 P.M. 17 June 2004
 - (4) Contact point for the notice: Public works planning division, Public works department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023-630-2673

平成16年 5 月 7 日印刷 平成16年 5 月 7 日発行 発行所 山 形 県 庁 発行人 山 形 県 購読料 月4,000円(郵送料共)